

令和元年度経営計画の評価

滋賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に寄与して参りました。

令和元年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価にあたりましては、大阪経済大学経営学部伊藤博之教授、オアシス法律事務所片山聡弁護士および梅山公認会計士事務所田中正志公認会計士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済および中小企業の動向

新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費は急速に減少しているほか、生産活動は減少しています。雇用情勢は改善の動きに停滞感がみられるなど、全体として経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にあります。

(2) 中小企業向け融資の動向

滋賀県の金融機関(県内に所在する店舗ベース)の貸出は、前年比伸び率が2.0ポイント増加しています。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月に滋賀県が県内中小企業1,100社余りを対象に実施した電話アンケートによると、「新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響」について、全体で61.3%以上、宿泊業では94.1%が「悪い影響がある」との回答がありました。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大が長期化した場合の影響に対して必要な支援策」について、「資金繰り」の割合がもっとも大きく、50.6%を占めました。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

県内の設備投資は、前年度を若干上回る計画となっています。非製造業では前年度の大規模な投資が一巡するため、前年度を下回

る計画ですが、製造業では工場の建設・更新や新技術向け投資が見られ、前年度を上回る計画となっています。
しかしながら新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明感が強く、計画が修正される可能性もあります。

(5) 県内の雇用情勢

雇用情勢は着実に改善していましたが、有効求人倍率は低下の傾向がみられるほか、新規求人数は前年を下回る水準となっており、新型コロナウイルス感染症の影響等により、停滞感がみられます。

【参考資料】

近畿財務局大津財務事務所「滋賀県内経済情勢報告」（令和2年4月27日公表）

日本銀行京都支店「管内金融経済概況」（令和2年5月15日公表）

滋賀県「滋賀県新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査結果報告書」（令和2年4月30日公表）

2. 事業概況

保証承諾は、緩やかな景気回復基調を背景に令和2年1月までのうち7ヶ月間、対前年度比を上回る保証利用があったこと、また2月に世界的流行に発展した新型コロナウイルスの影響により保証申込が急増し、3月単月の保証承諾が突出したこともあり、916億4百万円（対前年度比104.5%、計画比96.4%）となりました。

ただし、保証債務残高は2,237億32百万円（対前年度比97.0%、計画比99.0%）と減少しました。

一方、代位弁済は滋賀県内の倒産企業の減少に加え、関係機関との連携体制を強固にし、企業訪問によるきめ細かな経営支援や管理に努めた結果、17億83百万円（対前年度比65.7%、計画比51.0%）となりと前年度実績を下回りました。

また、回収は一部弁済による連帯保証人免除の取り組みや、損害金徴収基準の見直しを行う等、合理的・効果的な回収に努めましたが、有担保求償権の減少、第三者保証人の非徴求、破産等法的手続きによる債務整理の増加など、回収環境が厳しく、8億14百万円（対前年度比81.8%、計画比81.4%）、前年度実績を下回りました。

令和元年度の保証承諾等の主要業務数値は以下のとおりです。

項目	件数	金額	計画値(金額)	計画達成率
保証承諾	8,535件 (100.2%)	916億円(104.5%)	950億円	96.4%
保証債務残高	26,093件 (95.2%)	2,237億円(97.0%)	2,260億円	99.0%
代位弁済	223件 (68.2%)	18億円(65.7%)	35億円	51.0%
回収	—	8億円(81.8%)	10億円	81.4%

※（ ）内の数値は対前年度比を示す。

3. 決算概要

令和元年度の決算概要（収支計算書）は以下のとおりです。

経常収入	3,178百万円
経常支出	2,422百万円
経常収支差額	756百万円
経常外収入	3,282百万円
経常外支出	3,412百万円

経常外収支差額	△130百万円
制度改革促進基金取崩額	0百万円
当期収支差額	626百万円

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は6億26百万円の黒字を計上しました。

4. 重点課題への取り組み状況

昨年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は以下のとおりです。

(1) 保証部門

県内の景気が徐々に回復しつつあると言われる中で、金融機関との連携協調を進めながら、短期継続型の保証制度を積極的に推進し、中小企業者の資金繰りの安定に注力しました。

また、当協会創立70周年を記念した創業者と小規模事業者のための保証料割引制度や成長企業に対し経営者保証を不要とする条件を盛り込んだ大口無担保保証制度を創設するなどして保証制度の充実を図りました。

さらに、金融機関とのリスク分担を意識した「プロパー協調融資保証制度（アシストライン）」や「事業性評価保証制度（リレーション）」といった協調型の保証制度の推進にも努め、加えて、創業支援の専担組織として創業支援室を創設し、支援内容の実質的向上に取り組みました。

保証実績については、貸出金利水準の低下に伴う保証料負担の割高感により、依然としてプロパー融資に切り替える動きもあったことから、当年度の保証債務残高は26,093件、2,237億33百万円(対前年度比97.0%)と減少しましたが、保証承諾は8,535件、916億4百万円(対前年度比104.5%)と増加しました。

① 中小企業者のライフステージに応じた保証支援

○金融機関と連携して、中小企業者の資金繰りを支援する制度の推進に努めましたが、「プロパー協調融資保証制度（アシストライン）」が322件、47億28百万円(対前年度比87.8%)、同趣旨で創設した「事業性評価保証制度（リレーション）」が75件、14億65百万円(対前年度比63.4%)の保証承諾にとどまりました。

○起業・創業者に対する保証については、創業支援室による積極的な働きかけや割引キャンペーン等の試みが奏功した結果、保証承

諾は 385 件、19 億 3 百万円(対前年度比 117.9%)と増加しました。

○資本性に近い資金を供給して資金繰りを安定させる「短期継続融資保証制度(ケイゾク)通常枠・税理士連携枠・金融機関モニタリング枠」は 2,332 件、255 億 59 百万円(対前年度比 124.3%)の保証承諾を行いました。通常枠から税理士連携枠への移行が目立ったことに加え、3 月に新設した金融機関モニタリング枠の滑り出しが好調であったため、利用が増加しました。

○創立 70 周年記念事業として比較的規模の大きな中小企業者向けに創設した「特別大口無担保保証制度(ロングラン 70)」を 84 件、52 億 5 百万円の保証承諾を行い、うち 10 件、9 億 20 百万円が経営者保証を付さない内容でした。

なお、本制度を含む経営者保証を付さない保証を推進するために「経営者保証を不要とする取扱いマニュアル」を作成し、金融機関訪問時や勉強会を通じ周知した結果、承諾は 44 件(対前年度比 146.7%)、26 億 69 百万円(対前年度比 129.7%)と増加しました。

○3 月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業からの申込が集中し、単月の保証承諾は件数 1,057 件、金額 134 億 2 百万円(対前年比 146.8%)となりました。

うち、経営安定関連保証・危機関連保証にかかる保証承諾は 116 件、21 億 63 百万円でした。

②中小企業者に対する経営支援

○創業時の保証申込企業 240 先(対前年度比 160.0%)と面談し、事業計画の把握と金融相談などに積極的に取り組みました。

○創業時に保証した先に対するフォローアップ面談を 83 先(対前年度比 77.6%)に実施しました。また、創業支援強化事業による専門家派遣を希望する創業後 5 年未満の 12 先に対して、中小企業診断士による経営診断を行いました。

○小さな企業応援月間に保証債務残高 2 千万円以下の返済緩和先 283 先に対して「保証相談依頼」の案内を発送し、依頼のあった 14 先と面談による資金繰り相談を行いました。

③関係機関との連携強化

○金融機関が事業性評価と以後の適切な期中管理や経営支援を行うことに連携し、中小企業者の継続した資金繰りの安定を図る保証制度「短期継続融資保証(金融機関モニタリング枠)」を創設しました。

○金融機関との協調体制を維持するために、管理職や審査担当者による営業店舗訪問は計 638 回(対前年度比 87.3%)、勉強会や案件相談会は 18 回(対前年度比 64.3%)に及び、密な情報交換を行いました。

○商工会・商工会議所との連携・協調をより強固なものとしていくために、会議への参加や意見交換会を行いました。また、創業者と小規模事業者に対する「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」を活用し、28 件(対前年度比 400.0%)、1 億 8 百万円(対前年

度比 384.5%)の保証承諾を行いました。

④顧客サービスの充実

○保証申込から内定までの所要日数が6.75日(土日含む)となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障をきたした2月以降は、中小企業者にタイムリーな信用保証を提供できるように、決裁権限の見直しや徴求書類の簡素化等、さらなる迅速な保証審査に努めた結果、所要日数が3.51日(土日含む)となりました。

○2月3日に新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を設置し、休日も相談対応を行い、197件の相談に対応しました。

(2) 経営支援部門：経営支援部

令和元年度は、中小企業者の持続的発展を可能とする経営支援・再生支援を進めていくため、企業訪問による実態把握や経営課題の把握に加えて、国の経営支援強化促進補助金事業による外部専門家を活用した経営診断、経営改善計画策定支援や経営サポート会議等の当協会独自の経営支援策に積極的に取り組むとともに、金融機関や中小企業支援機関と連携を図りながら中小企業者に対する経営改善支援やフォローアップを行いました。

とりわけ、当協会主導で経営支援が必要な企業に対し、平成30年度に発足した「経営支援強化会議」において、全部署間での情報共有・連携を図りながら個社支援による継続的な支援を行いました。

また、経営者の高齢化や後継者不足が問題となっていることから、当協会の信用保証を利用している中小企業者に対し「事業承継アンケート」を実施し、相談希望がある企業に対しては事業承継総合支援センターと連携し、課題解決に向けた取り組みを行いました。

①経営支援の強化

○経営者との面談を主眼とした企業訪問は、608先(対前年度比103.4%)を行い、実態把握のうえ経営支援に努めました。

○国の補助金事業である経営安定化支援事業を活用した外部専門家による経営診断を経営改善コース35先、事業承継コース3先、生産性向上コース5先、フォローアップコース19先の合計62先(対前年度比140.9%)に行いました。フォローアップコースについては継続的な診断を目的として令和元年度に創設しました。また、経営改善計画策定は8先(対前年度比200.0%)に実施しました。

○経営サポート会議は56回(対前年度比116.7%)実施し、再生支援資金の活用や中小企業者の実態に応じた経営改善の提案を行い

ました。

- 昨年度から発足した部門を超えたプロジェクトチームによる個社支援を7先に対して行いました。支援企業に対しては定期的な訪問による状況把握やよろず支援拠点と連携したアドバイス、ビジネスフェアへの出展紹介等個々の企業に応じた支援を行っています。
- 再生支援協議会の個別案件会議は61回（対前年度比98.4%）、バンクミーティングは108回（対前年度比85.0%）と再生支援協議会や金融機関などと連携して企業の再生支援に努めました。
- 事業承継支援については、経営者の年齢が60歳から70歳の先に対しアンケートを実施し、相談希望があった15先に対し訪問し、事業承継に関する課題の把握と解決に向けたアドバイスを行いました。また、企業訪問を通じて、ヒアリングシートによる事業承継診断を51先に対して行いました。
- 経営改善企業（ランクアップ企業）は、33先（対前年度比110.0%）、保証債務残高で24億11百万円（対前年度比110.9%）となりました。
- 効果的な経営支援を実施するため、経営支援部担当者会議において経営支援事例に対する意見交換や各種補助金の一覧表を作成し、他部署を交えた勉強会を行うなど担当者のレベルアップに努めました。

②関係機関との連携強化

- 滋賀県再生支援連絡会議は28機関の参加で開催し、近畿経済産業局より「令和2年度中小企業関係概算要求等について」をテーマとした講演や各機関の事業承継の取組について情報交換を行いました。
- 認定支援機関（専門家）による経営改善計画策定支援事業（センター事業）について、保証利用先10先に対して当協会が独自に費用の一部を補助することで計画策定支援を行いました。
- 金融機関との経営支援業務の勉強会を3つの金融機関と実施し、担当者間での経営支援メニューや手法の情報共有を行いました。
- 滋賀県中小企業再生支援協議会と担当者を交えた勉強会及び意見交換会を実施し、再生手法の目線合わせや情報共有を行いました。
- 滋賀県よろず支援拠点と連携強化のため意見交換会を開催しました。また、企業の課題解決に向けた支援協力を6先に対し行いました。
- 事業承継について、アンケートの回答で相談希望があった企業に対し、事業承継総合支援センター等と協力し課題解決に取り組み

ました。

また、効果的な提案ができる様、2つの金融機関と連携し、情報共有による定期的な会議を開催しました。

(3) 期中管理部門：管理部調整課

初期延滞の段階から金融機関と連携して、情報収集を図りながら企業訪問・面談を積極的に行い実態把握に努めました。新規事故企業や調整管轄企業については「担当者別延滞リスト表」を活用し期中管理を行い、事業継続のために条件変更や借換保証による金融支援を実施しました。

一方、経営改善や事業再生が困難な企業については、迅速に代位弁済を実行し支払利息の低減に努めました。。

①適正な期中支援と期中管理の徹底

○保証部および経営支援部所管で約定返済の延滞や期日経過となった企業は、「初期延滞リスト」に基づき、金融機関と連携し、683先（対前年度比98.1%）に対して実態把握を行いました。

○事業継続が可能な企業については、資金繰りの安定のために、条件変更を204先（対前年度比94.4%）、借換保証を7先（対前年度比140.0%）、また新規保証を2先（前年実績なし）実行し期中支援に取り組みました。

○破産等法的整理となった企業や返済の見通し等が立たず金融調整が困難な企業については、迅速に代位弁済を実行した結果、17億84百万円（対前年度比65.7%）となりました。金融機関への利息支払いの割合は0.31%（対前年度比72.1%）となりました。

②調整事務の効率化

○新規の事故報告受付企業や調整管轄企業については、「担当者別延滞リスト表」を活用し決算時期や返済額の遡増時期などの管理を行い、タイムリーな企業訪問や面談を216先（対前年度比88.2%）実施後、部内協議のうえ期中支援の方針を出しました。

○代位弁済に至る先との面談時には、必要に応じて早期回収に繋がるよう管理課の回収担当者の同席による連携で代位弁済後の返済交渉を行いました。

(4) 回収部門：管理部管理課

有担保求償権の減少、第三者保証人の非徴求、破産等法的手続きによる債務整理の増加など、回収環境が厳しい状況の下、期中管理部門との連携にて代位弁済前の早期着手を行うことで回収機会の拡大に努めました。また、事業者の再チャレンジ目線を取り入れ求償

権消滅保証を活用し金融の正常化に向けた支援を行いました。

その他、一部弁済による連帯保証人免除の取り組みや、定期回収アプローチの強化策として損害金徴収基準の見直しを行う等、合理的・効果的な回収に努めました。

①求償権管理の適正化

○代位弁済前の早期着手として、期中管理部門と連携し、面談や実地調査等の初動対応を積極的に行い、回収機会を拡大することに努めました。

○求償権案件の管理強化として、折衝状況管理表を活用して担当者毎に案件チェックを個別に行い、回収方針を明確にするように取り組みました。

②適正な回収の推進

○回収の最大化を図るために、不動産処分動きがある先については、担保物件の任意売却を基本として、競売申立も並行して促進しました。

○有担保求償権の回収は2億74百万円となり、回収額全体の32.4%となりました。金額、比率共に年々減少しており、回収環境は厳しい状況にありますが、不動産処分動きがある先については、毎月の大口会議において、担当者より現況報告を受け、進捗状況の把握・管理を行うことで取り組み手法等の回収事例の共有化を図り、有担保求償権の確実な回収を実施いたしました。

○事業を継続している先については、経営支援部門と連携を図り、事業再生が見込めると判断した場合は、求償権消滅保証を活用し、金融の正常化へ向けた支援を行いました。(実績2先、前年実績なし)

○定期回収のアプローチ強化策として、債務承認兼弁済契約書の締結、返済金の自動振替契約の締結、新たな担保の提供を受けた先については、損害金の更なる減免をおこなえる様、損害金徴収基準の見直しを行い、返済意欲の向上と完済に至る案件の増加、完済の早期化を図りました。

○無担保求償権の効率的な回収を図るため、サービサーへの回収委託、定期返済をしているも将来的に完済が見込めない先は、実態把握を行い一部弁済による連帯保証免除を積極的に取り組みました。(実績25先、前年実績6先)

○管理コストを意識し、求償権利害関係人の生活状況等把握を行い、その状況からも返済見込みが望めない先は、管理事務停止、求償権整理を実施しました。

(5) その他間接部門：総務企画部総務課

公共的使命と社会的責任を全うする信頼される組織であるために、コンプライアンス態勢の維持・強化として、情報モラルや民法改正など時宜に応じたテーマをもとにした全体研修や反社会的勢力排除の徹底としてロールプレイング形式による全体研修を実施しました。

多発する災害への備えとしては、他協会の災害発生時の対策事例の蓄積等、危機管理の充実・強化を行い、中小企業支援が迅速かつ的確に対応できる人材の育成に努めました。

①経営基盤の強化

○収支シミュレーションを実施し、将来に亘り安定した経営基盤を確立するための資産運用については、将来安定的な運用収入が得られるようにポートフォリオをラダー型とし、運用方法は安全性を重視し、地方債、政府保証債、財投機関債にて運用を行いました。

○ＩＣタグによる書類管理システムを活用して書類の棚卸を行い、事務リスク管理に努めました。

○危機発生時への備えとして、他協会の災害発生時の対策事例の蓄積や、安否確認のための訓練、入居しているビルの全館停電を想定した訓練を実施しました。

②人材開発と働き甲斐のある職場づくり

○昨年度に引き続き中小企業診断士試験対策講座・養成研修への参加や中小企業診断士の資格を有する職員が講師となって信用調査検定（マスター）の試験対策の場を設けるなど、専門的知識を有する職員の育成に取り組みました。

○経営支援等に必要な実践的な知識・スキルの習得を目的とした研修への参加や中小企業支援ネットワーク等の関係機関との連携を通して協会内中小企業診断士のスキルアップに取り組みました。

○信用保証制度見直し後の保証協会に求められる役割や保証協会をめぐる諸情勢の情報収集として、全国信用保証協会連合会より講師を招き研修を実施しました。

○働き甲斐のある職場づくりの一環として連続休暇制度を導入するとともにストレスチェックの実施、産業医による個別健康相談、健康に関する情報提供、休暇取得推進等、職員の健康保持に努めました。

○職員一人ひとりの仕事に対する熱意や提案を活かすために実施４年目の「一歩前へPJ」として職員から 13 項目の提案を受け実施に向けての検討を進め可能なものは実施に移しました。

③コンプライアンス態勢の維持・強化

- 情報モラルや民法改正など時宜に応じたテーマをもとに全体研修を行い、役職員の意識の維持・向上に努めました。
- コンプライアンス・チェックシートにより浸透状況を確認し、各種意見等に対して、必要に応じフォローアップを行うとともに一層の周知を図りました。
- 反社会的勢力等の排除を徹底すべく昨年に引き続きロールプレイング形式による全体研修を実施しました。
- 人権教育としては各種人権セミナーへの参加や同和問題についてのビデオ研修および障がい当事者を招聘しての全体研修を実施しました。

(6) その他間接部門：総務企画部企画課・電算課

金融機関、県・市町、中小企業支援機関と連携しながら、新しい保証制度の創設や創業希望者や保証協会利用者を対象としたセミナー・交流会を開催し、創業気運の醸成を図るとともに企業の発展や成長に向けた支援を行いました。

滋賀県において基本構想に位置付けられ、経済界など各界も取り組みを始めているSDGs（持続可能な開発目標）に全国に先駆け着目し、まず保証制度として「持続可能性社会実現応援保証（SDGs保証）」の取り扱いを開始し、次いで当協会独自のSDGs宣言をいたしました。

また、中小企業者や関係機関に対するタイムリーな情報提供をこころがけ、認知度の向上と発信力の強化に努めました。システム部門においては、使い易さを重視した統計システムを開発しました。

①情報の分析と活用

- 四半期ごとに保証内容の分析を行い、定例役員部長会で報告を行いました。また中小企業庁において公表された金融機関のプロパ一融資取り組み状況や経営者保証に関するガイドライン活用実績にかかる情報についても、金融機関との対話の資料として保証部門等に提供しました。
- 若手金融機関担当者に向けた信用保証業務基礎講座を金融機関との対話の機会ととらえ、信用保証協会業務への理解に努めました。

②関係機関との連携強化

- 近畿税理士会との間で取り交わした「中小企業支援に関する覚書」に基づき、中小会計要領評価保証（会計力）の創設および創業者に向けた税理士派遣事業を令和2年4月から取り扱い開始するよう、取りまとめました。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者に向け、滋賀県が令和2年4月から取り扱い開始する「セーフティネット資金」（経営安定関連保証4号・5号、危機関連保証）の保証料全額補助事業に対し、協議を行いました。

③地方創生への取り組み

○10月1日、滋賀県信用保証協会SDGs宣言をいたしました。滋賀県が基本構想に位置付けるSDGsに賛同するとともに、ステークホルダーとのパートナーシップのもと、「経済課題、社会課題、環境課題」の解決に取り組むことで、中小企業者のSDGsの普及に努め、企業価値向上に貢献することを表明しました。

○中小企業者が自社独自のSDGs宣言をし、かつ社会的課題の解決や未来社会の実現のために必要とする事業資金を保証する持続可能性社会実現応援保証（SDGs保証）の取り扱いを開始しました。

○生産性向上セミナーとして「キャッシュレス決済活用セミナー」を開催し、創業セミナーとして「創業手帳セミナー」を開催しました。

④広報活動の充実

○中小企業者にとどまらず金融機関・関係機関に新しい保証制度や経営支援メニューについて、適時性の高い情報発信をするため、当協会公式LINEを開設しました。

○当協会の存在をもっと知っていただきたいとの思いから、びわ湖放送に働きかけ、「滋賀経済NOW」にて特集を組んでいただきました。

○視聴のタイミングにとらわれない情報発信のため、公式YouTubeチャンネルを創設し、CMや会社説明の案内動画を配信しました。

⑤システムの安定稼働と効率化

○蓄積されたデータを有効に活用するために、使い易さを重視した統計システムを開発し、令和2年4月から運用することになりました。

○信用保証書の電子化に向けてインターネットセキュリティーに関する補強対象調査を進めました。

5. 外部評価委員会の意見等

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、特別相談窓口を設置し、最適な保証制度や日本政策金融公庫の利子補給を伴う特別貸付といった資金繰り支援の紹介や各種給付金・補助金の説明を行うなど、中小企業者の実状に応じた親身なアドバイスを実施されていると思います。

3月には中小企業者の資金繰りが急速に悪化し保証申込が急増しましたが、常勤役員会を開催せず、書面による決裁とする運用の見直しや必要書類の簡素化を実施することで、保証審査をスピード化するとともに、数多くの申込に対応するため、保証受付や保証審査の経験のある他部署の職員による応援体制を組むなど、平時から危機時への移行において、適時性の高い信用保証の供与を実現するため、全社一丸となって取り組んでいることがうかがえました。

引き続き、中小企業金融におけるセーフティネットとしての機能発揮に期待します。

(2) 経営者保証を付さない融資が課題になっているところ、未整備であった「担保型」を含め、考え方を整理し「経営者保証を不要とする取扱いマニュアル」を作成するとともに、金融機関訪問時や勉強会を通じて啓発に努めた結果、一定の成果に結びついていると思います。

貴協会には、組織力や認知度があるため、金融機関との対話の機会での周知にとどまらず、今後は中小企業庁が実施する弁護士や公認会計士、中小企業診断士が行っている経営者保証にかかる専門家派遣事業を発信するなど、一層経営者保証を付さない融資を後押しする役割を担っていただきたいと思えます。

(3) 経営者の高齢化や後継者不足が問題となっている事を踏まえ、保証利用企業のうち、2,700先あまりの経営者に対し実施した事業承継アンケート調査をもとに相談希望者に事業承継総合支援センター等と協力し課題解決に取り組んだことや、中小企業者のもとへ訪問・面談した際、事業承継にかかる事情や悩みについて、聞き取りをしたことは、いずれも事業承継への「気づき」を与える機会になっていると思います。

事業承継には時間がかかるため、経営安定化支援事業を活用した外部専門家による事業承継にかかる経営診断と合わせ、一先でも多くの承継支援につながるよう、その必要性を周知いただくようお願いします。

(4) コンプライアンスについては、年2回実施しているチェックシートに記された意見をもとに経営層・管理職層におけるコンプライアンスにかかる会議体を経て、課内会議等で一般職員にも共有するよう努められています。

ただし、チェックシートについて実状を把握するため、文書表現の変更が必要であるとともにハラスメント窓口の体制整備や周知方法について、改善の余地があると思われます。

(5) 貴協会は新たな試みとして、昨年10月にSDGs宣言されました。持続可能な企業経営のために包摂性の高い資金繰り支援や滋賀県再生支援連絡会議で培った金融機関・中小企業等支援機関とのパートナーシップによる経営改善・再生支援は、信用保証協会業務とSDGsが親和性の高いことを証明しています。

ぜひ、独自に設定されたSDGs宣言が今後の貴協会を作る新しい基軸となり、経営計画と関連づけた内容として評価できるようになることを望みます。